

## 6 婦人保護対策の推進

### 〔現況及び施策の方向〕

婦人保護事業は、売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づき、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落未然防止と保護更生を図ることを目的とした事業であった。

しかし、その後、社会・経済情勢の変化により、女性を取り巻く環境も大きく変化し、対象者を、正常な社会生活を営む上で、困難な問題を抱えた女性へと拡大してきた。

特に近年では、配偶者等からの女性に対する暴力が顕在化し、婦人相談所においても暴力逃避に係る相談件数及び一時保護件数が増加している。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に基づき、県は平成14年4月から婦人相談所（現西部こども家庭センター）に配偶者暴力相談支援センターとしての機能を付与することとし、暴力被害者への相談・保護・支援体制の充実を図った。

平成17年7月には、福山こども家庭センター（現東部こども家庭センター）及び備北こども家庭センター（現北部こども家庭センター）で新たに女性相談を開始するとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能を付与した。

配偶者等からの暴力の相談件数は増加しており、今後これまで以上に暴力被害者に対し、適切かつ迅速な対応が求められ、より一層の体制整備が重要となっている。

これらを踏まえ、「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」に基づいた施策を実施する。

### 〔事業の内容〕

#### 1 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）の策定及び推進

平成18年度に策定した「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（策定：平成18年6月、計画期間：平成18年度～平成22年度）の計画期間の終了に伴い、課題を整理し、新たな取組を盛り込んだ「広島県配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」（策定：平成23年8月、計画期間：平成23年度～27年度）を策定した。男女の人権が尊重され、配偶者からの暴力におびえることなく安心して暮らすことができる社会の実現を目指し取組を推進する。

達成目標

（平成26年4月1日現在）

指 標	現 状	目 標
配偶者暴力相談窓口（配偶者暴力相談支援センター機能）の整備市町	全市町（23市町）	全市町（23市町）

#### 2 相談体制の整備（予算額 25,473千円）

売春防止法並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、社会生活を営む上で何らかの問題を抱えた女性や暴力被害者などからの相談に応じるため、3か所のこども家庭センターに婦人相談員計8人を配置し、必要な相談及び指導を行うとともに、婦人相談所機能を有する西部こども家庭センターでは一時保護を行っている。（昭和31年度創設）

第1表 こども家庭センター及び市婦人相談員の相談受付状況

区 分	こども家庭センター		市婦人相談員		計	
		うち暴力逃避		うち暴力逃避		うち暴力逃避
平成 25 年度	2,217	794	3,791	1,748	6,008	2,542
平成 24 年度	2,332	868	3,903	2,004	6,235	2,872
平成 23 年度	2,537	1,141	4,162	2,172	6,699	3,313

(注) 市婦人相談員欄の件数は、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、三次市及び庄原市に配置されている

市婦人相談員（計 15 人）が扱った件数合計

〔一部 1/2 の国庫補助あり〕

3 婦人保護施設への保護委託（予算額 63,581 千円）

施設入所による更生指導又は保護が必要な者は、婦人保護施設にその保護を委託し、生活指導及び職業指導を行う。（昭和 32 年度創設）

第2表 婦人保護施設への保護委託状況

（単位 人）

区 分	入 所 実 入 員		入 所 延 人 員		年度末現在入所人員	
	要保護女子	同伴乳幼児	要保護女子	同伴乳幼児	要保護女子	同伴乳幼児
平成 25 年度	16	5	2,306	624	6	1
平成 24 年度	23	9	3,283	1,470	8	3
平成 23 年度	24	7	2,872	893	6	4

(注) 広島市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2, 県 1/2〕

4 暴力被害者女性支援体制整備事業（予算額 13,437 千円）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としてのこども家庭センターの相談・保護・支援体制のより一層の充実を図る。（平成 13 年度創設）

区 分	事 業 内 容
普及・啓発	○啓発資料作成・配布
相談体制の充実	○休日・夜間電話相談員の配置
	○弁護士確保
	○通訳の確保
	○職員研修等の充実
保護体制等の充実	○一時保護の委託の実施等
	○他都道府県の婦人相談所等への被害者の移送等
	○人身取引被害者医療費の支給
関係機関等との連携	○関係機関連絡会議の開催
	○市町自立支援ネットワーク構築支援等
	○身元保証人確保対策事業
	○民間活動団体への補助

〔一部 1/2 の国庫補助あり〕